

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 高橋 孝眞

- 1 日時
平成 29 年 3 月 2 日（木曜日）
午前 10 時 0 分開会、午後 1 時 38 分散会
（うち休憩 午後 0 時 5 分～午後 1 時 2 分）
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
高橋孝眞委員長、田村勝則副委員長、佐々木順一委員、高橋元委員、
菅野ひろのり委員、嵯峨耆朗委員、川村伸浩委員、渡辺幸貫委員、高田一郎委員、
吉田敬子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
小原担当書記、神田担当書記、工藤（祝）併任書記、工藤（亘）併任書記、
森山併任書記
- 6 説明のため出席した者
紺野農林水産部長、上田副部長兼農林水産企画室長、
小岩農政担当技監兼県産米戦略室長、阿部林務担当技監、
五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長、佐藤競馬改革推進室長、高橋理事心得、
黒田参事、及川参事兼団体指導課総括課長、中村農林水産企画室企画課長、
菊池団体指導課指導検査課長、中南農業振興課総括課長、
菊池農業振興課担い手対策課長、高橋農業普及技術課総括課長、
多田農村建設課総括課長、千葉農村建設課総括課長、高橋農産園芸課総括課長、
松岡農産園芸課水田農業課長、藤代畜産課総括課長、菊池畜産課振興・衛生課長、
佐々木林業振興課総括課長、佐々木森林整備課総括課長、及川森林整備課整備課長、
漆原森林保全課総括課長、赤平水産振興課漁業調整課長、志田漁港漁村課総括課長、
阿部漁港漁村課漁港課長、佐々木競馬改革推進室競馬改革推進監、
星野県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
(1) 議案の審査

- ア 議案第51号 平成28年度岩手県一般会計補正予算（第4号）
- イ 議案第53号 平成28年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第3号）
- ウ 議案第54号 平成28年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第2号）
- エ 議案第55号 平成28年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）
- オ 議案第65号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- カ 議案第66号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- キ 議案第71号 農業大学校条例の一部を改正する条例
- ク 議案第72号 大船渡漁港海岸防潮堤高潮対策工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第73号 大船渡漁港海岸防潮堤高潮対策工事の変更契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第80号 農地海岸保全施設災害復旧事業本郷地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第81号 大船渡漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第82号 釜石漁港海岸防潮堤災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ス 議案第83号 大沢漁港海岸防潮堤（第1工区）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○高橋孝眞委員長 おはようございます。ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

なお、本日は、鷺野企画調査課長は身内の不幸のため欠席となりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

それでは、議案の審査を行います。

初めに、議案第51号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち農林水産部関係、第11款災害復旧費第1項庁舎等施設災害復旧費のうち農林水産部関係、第3項農林水産施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第6款農林水産業費、第11款災害復旧費第3項農林水産施設災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中1及び2変更中2から4まで、議案第53号平成28年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第3号）、議案第54号平成28年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第2号）、議案第55号平成28年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）、議案第65号農業関係の建設事

業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて並びに議案第 66 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて、以上 6 件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○上田副部長兼農林水産企画室長 農林水産部関係の予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案（その 3）の冊子でございます。1 ページをお開き願います。議案第 51 号平成 28 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）であります。7 ページをお開き願います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、農林水産部が所管する予算は、6 款農林水産業費の補正予算額 79 億 1,738 万 5,000 円の減額のうち、県土整備部所管分の 3,769 万 6,000 円の減額を除いた 78 億 7,968 万 9,000 円の減額と、9 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、1 項庁舎等施設災害復旧費の補正予算額 4,022 万 7,000 円のうち、当部所管の 186 万 5,000 円の減額と、3 項農林水産施設災害復旧費の補正予算額 14 億 1,821 万 9,000 円を合わせまして、総額 64 億 6,333 万 5,000 円の減額であります。

今回の補正予算では、平成 28 年台風第 10 号等による災害復旧費や、国の経済対策に伴う国庫支出金の追加内示による予算を計上するとともに、事業費の確定等に伴う所要の補正を行おうとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、事業別の金額の読み上げは省略をさせていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の 132 ページをお開き願います。6 款農林水産業費、1 項農業費であります。1 目農業総務費は 1 億 7,581 万 1,000 円の減額で、その主なものは農業委員会運営費補助や、いわて 6 次産業化ネットワーク活動推進事業費で、事業費の確定等によるものであります。

次に、133 ページに参りまして、2 目農業金融対策費は 1 億 5,082 万 9,000 円の減額で、その主なものは、説明欄の下から三つ目の農業経営改善促進資金貸付金など、農業関係貸付金の融資実績の確定等によるものであります。

3 目農業改良普及費は 7,841 万 2,000 円の減額で、その主なものは説明欄中ほどのいわてニューファーマー支援事業費の減額で、青年就農給付金の対象者の減などによるものであります。

134 ページをお開き願います。4 目農業振興費は 27 億 7,003 万 5,000 円の減額で、その主なものは説明欄上から六つ目、農業経営基盤強化促進対策事業費で、農地の買い入れ面積の減に伴う集積協力金の減額などによるものであります。なお、説明欄下の経営体育成事業費は、国庫補助金の交付決定等による減額であります。内書きにあります被災農業者緊急支援事業費補助では、台風第 10 号災害による農業用機械や施設の復旧等に要する

経費を増額しようとするものであります。135 ページに参りまして、同じく農業振興費の説明欄下から二つ目でございます。中山間地域所得向上支援事業費では、産地直売所の整備内容の精査や他事業への計画変更などにより減額しようとするものであります。

5 目農作物対策費は4億3,044万5,000円の減額で、その主なものは説明欄下の強い農業づくり交付金の減額で、農産物処理加工施設の整備を計画した事業実施主体からの事業取り下げがあったことなどによるものであります。

6 目畑作振興費は3,105万7,000円の減額で、その主なものは説明欄下の青果物等価格安定対策等事業費補助で、県内青果物の価格差補給金の財源となる基金の造成額の確定に伴う減額であります。

136 ページをお開き願ひまして、7 目植物防疫費は16万4,000円の減額で、農薬の適正使用に係る指導等に要する経費の確定であります。

8 目農業協同組合指導費の53万6,000円の減額は、農業協同組合等の指導、監督に要する経費の確定によるものであります。

137 ページに参りまして、10 目農業研究センター費の5,652万8,000円の減額は、国や独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定等によるものであります。

138 ページをお開き願ひます。11 目農業大学校費1,241万5,000円の減額は、同大学校の管理運営に要する経費の確定によるものであります。

次に、139 ページに参りまして、2 項畜産業費でございます。1 目畜産総務費の72万6,000円の増額は、畜産関係職員の人件費、事務費等の管理運営に要する経費の確定によるものであります。

2 目畜産振興費は3億4,642万6,000円の減額で、その主なものは説明欄下から三つ目の放射性物質被害畜産総合対策事業費で、市町村等が行う牧草地の放射性物質低減対策など事業費の確定等によるものであり、140 ページをお開き願ひまして、説明欄一つ目の畜産競争力強化整備事業費補助の減額は、台風第10号被害等により一部事業実施主体からの事業計画の取り下げ等によるものであります。また、説明欄一番下の新規事業でございますが、食肉処理施設整備事業費補助は、県内における豚食肉処理の能力向上とHACCP対応による豚肉の輸出拡大を図るため、食肉処理施設の整備を支援しようとするものであります。

3 目草地対策費は103万3,000円の減額で、説明欄二つ目の団体営畜産経営環境整備事業費補助に要する経費の確定等によるものであります。

4 目家畜保健衛生費は2,530万円の増額であり、家畜保健衛生所の管理運営に要する経費の確定のほか、説明欄三つ目の家畜伝染予防費の内書き、高病原性鳥インフルエンザ発生予防対策事業費補助負担金では、当該インフルエンザの発生予防のため、100羽以上を飼養する県内全ての養鶏場を対象に、緊急消毒の実施に必要な消毒液の購入経費を負担しようとするものであります。

141 ページに参りまして、5 目農業研究センター費は819万6,000円の減額で、畜産研

究所及び種山畜産研究室の管理運営に要する経費の確定によるものであります。

143 ページをお開き願います。3項農地費であります。1目農地総務費は358万6,000円の増額で、人件費、事務費など管理運営費の確定によるものであります。

2目土地改良費は、補正額6,377万円の増額のうち、当部の所管に属する補正額は1億146万6,000円の増額であります。説明欄三つ目の畑地帯総合整備事業費、六つ目の中山間地域総合整備事業費及び八つ目の基幹水利施設ストックマネジメント事業費は、国の経営体対策関連事業であります。このたび国庫補助金の追加配分があったことから、農業用排水路などの基盤整備に要する経費を増額するとともに、事業費の確定等による所要の整理をしようとするものであります。その他の事業につきましても、国庫補助金の交付決定等により所要の整理をしようとするものであります。

144 ページをお開き願います。3目農地防災事業費は2億2,124万3,000円の減額で、説明欄五つ目の農村被害対策整備事業費は、国の経済対策予算に対応するとともに、事業費の確定による所要の整理をしようとするものであり、その下の農用地災害復旧関連区画整理事業費の減額は、施工工法等の見直しなど事業費の確定によるものであります。

145 ページに参りまして、4目農地調整費は2億999万円の減額で、説明欄二つ目の農地中間管理事業推進費は、農地中間管理機構の事業費の確定等によるものであります。

147 ページをお開き願います。4項林業費であります。1目林業総務費は7,769万円の減額であり、その主なものは人件費、事務費等の管理運営に要する経費や、一般会計から県有事業特別会計への繰出金の確定によるものであります。

2目林業振興指導費は10億8,565万9,000円の減額で、その主なものは、148ページをお開き願いまして、説明欄八つ目のいわての森林づくり推進事業費で、針葉樹と広葉樹の混交林化による森林の整備面積の確定等によるものであります。なお、その下、次世代木材生産・供給システム構築事業費補助の減額は、説明欄の下から二つ目の合板・製材生産性強化対策事業費補助に事業を振りかえたことによるものであります。説明欄最後の森林・林業再生基盤づくり交付金については、事業実施主体からの要望取り下げや他事業への振りかえによる減額のほか、台風第10号により被災した岩泉町のワサビ関連施設等の復旧整備に要する経費を計上しようとするものであります。

149 ページに参りまして、3目森林病虫害等防除費の1,208万6,000円の減額は、松くい虫等防除事業費の確定等に伴い、所要の整理をしようとするものであります。

4目造林費の2,187万8,000円の減額は、森林整備事業費補助で、事業費の確定等により所要の整理をしようとするものであります。

5目林業費の3億6,941万2,000円の減額は、林道整備事業費の確定等によるものであります。

150 ページをお開き願います。6目治山費は1億490万3,000円の減額で、治山事業費においては台風第10号等の被害箇所の復旧整備を進めるほか、事業費の確定等による所要の整理をしようとするものであります。

151 ページに参りまして、7 目林業技術センター費は 360 万 1,000 円の減額で、管理運営に要する経費の確定によるものであります。

次に、153 ページをお開き願います。5 項水産業費であります。1 目水産業総務費は 4 億 6,040 万 6,000 円の減額で、これは沿岸市町村が復興交付金基金事業で宅地造成した土地の財産処分など、復興工事に係る国庫返還金の確定等によるものであります。

2 目水産業振興費は 10 億 6,912 万円の減額で、その主なものは 154 ページをお開き願ひまして、説明欄中ほどのさけ、ます増殖費で親魚確保経費など、さけ・ます放流事業の事業費の確定等によるほか、説明欄一番下の水産業復旧緊急支援対策事業費では、台風第 10 号により被災したさけ・ますふ化場の事業計画の確定等により所要の整理をしようとするものであります。

3 目水産業協同組合指導費は 1,160 万 5,000 円の減額であります。その主なものは、漁業近代化資金利子補給等の事業費の確定によるものであります。

155 ページに参りまして、4 目漁業調整委員会費の 253 万 4,000 円の減額、5 目漁業調整費の 9 万 9,000 円の増額及び 6 目漁業取締費の 260 万 1,000 円の減額は、いずれも人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定によるものであります。

156 ページをお開き願ひまして、7 目水産技術センター費の 2,040 万 1,000 円の減額は、管理運営費及び試験研究費の事業費の確定によるものであります。

8 目内水面水産技術センター費の 225 万 4,000 円の増額及び 157 ページに参りまして、9 目漁港管理費の 616 万円の減額は、それぞれ管理運営に要する経費の確定によるものであります。

10 目漁港漁場整備費は 2 億 7,187 万 4,000 円の減額で、その主なものは説明欄下から二つ目の漁業集落防災機能強化事業費補助で、市町村が行う復興交付金基金事業の実施状況を踏まえ減額しようとするものであります。

大きく飛びまして 205 ページをお開き願ひます。11 款災害復旧費、1 項庁舎等施設災害復旧費であります。2 目庁舎等災害復旧費の補正額 835 万 9,000 円の減額のうち、当部所管の補正予算額は 186 万 5,000 円の減額であり、説明欄二つ目と三つ目の農業研究センター種山畜産研究室と水産技術センター研究室の施設災害復旧事業費で、台風第 10 号による被害施設の災害復旧費の確定によるものであります。

207 ページをお開き願ひまして、3 項農林水産施設災害復旧費であります。1 目農地及び農業用施設災害復旧費は 12 億 3,161 万 6,000 円の減額で、その主なものは説明欄二つ目の団体営農地等災害復旧事業費補助で、市町村が実施する過年災害復旧事業費の完了や、台風第 10 号等被害の事業費の確定によるほか、その下の海岸保全地域災害復旧事業費では事業内容の見直しやその他の復興工事との調整による事業費の確定等によるものであります。

2 目林道災害復旧費の 35 億 9,599 万 1,000 円の増額は、林道災害復旧事業費で台風第 10 号等の災害査定結果に基づき、被害を受けた林道の復旧に要する経費を増額しようとする

るものであります。

次に、208 ページから 210 ページにかけまして、3 目治山災害復旧費、4 目水産業用施設等災害復旧費、5 目漁業用施設災害復旧費、6 目漁港災害復旧費及び 7 目水産養殖施設災害復旧費の減額は、東日本大震災津波や台風第 10 号等災害の復旧事業費の確定等によるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その 3）の冊子にお戻りをいただきまして、11 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費補正の追加の表中、当部の所管は 13 ページから 17 ページまでの 6 款農林水産業費の 334 億 2,899 万 5,000 円及び 22 ページから 23 ページまでの、11 款災害復旧費、3 目農林水産施設災害復旧費の 405 億 6,776 万 8,000 円の計 739 億 9,676 万 3,000 円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。これは、国の経済対策や台風第 10 号等災害によるもののほか、計画調整、用地交渉などに不測の日数を要したため、年度内完了が困難になったことなどによるものであります。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。25 ページをお開き願います。第 3 表債務負担行為補正の 1 追加についてであります。事項欄の 1、治山事業が当部の所管であり、平成 28 年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るもので、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、26 ページをお開き願いまして、2 変更の表であります。当部所管に係るものは事項欄 2 から 3 までの 3 件であり、2 のかんがい排水事業から 4 のかんがい保全施設災害復旧事業までの 3 件は、いずれも平成 28 年度から翌年度以降にわたって施工される工事等にかかるものであり、工事施工計画の変更に伴い、それぞれ債務負担行為の期間あるいは限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明を申し上げます。33 ページをお開き願います。議案第 53 号平成 28 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 1 億 749 万 5,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 36 億 7,609 万 8,000 円とするものであり、事業費の確定等により補正しようとするものであります。

次に、36 ページをお開き願いまして、第 2 表繰越明許費であります。これは県有林事業特別会計の県行造林造成事業、公営林造成事業及び林道災害復旧事業をそれぞれ翌年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、37 ページをお開き願います。議案第 54 号平成 28 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 1 億 1,989 万 9,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 12 億 5,000 万 6,000 円とするものであります。これは、貸付金及び償還金の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に、40 ページをお開き願います。議案第 55 号平成 28 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 73 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 9 億 4,710 万円とするものであります。これは、資金の運用益

の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明を申し上げます。73 ページをお開き願います。議案第 65 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これはかんがい排水事業のほか、5 事業の農業関係の建設事業に要する経費の額の変更等に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、76 ページをお開き願いまして、議案第 66 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは経営体育成基盤整備事業及び中山間地域総合整備事業の建設事業に要する経費の一部を受益市町に負担させようとするものであります。

以上で予算関係議案についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 予算の中で、被災農業者緊急支援事業、中山間地域総合整備事業、林道災害復旧事業とさまざまあるのですけれども、今回出している予算というのは県の負担分という捉え方ですか。つまり、当たり前のことなのでしょうけれども、被災農業者緊急支援事業は 30 分の 7 が県の負担となっている事業で、その場合、今回の 1 億 6,121 万 9,000 円というのは、その県の負担分の事業費に対する 30 分の 7 を想定しているかどうかということをお伺いしたい。

○中南農業振興課総括課長 被災農業者緊急支援事業については、県の負担分と国の負担分を合わせて計上しているものでございまして、県 30 分の 7 に加えて国 30 分の 9 を加えたものとなっております。

○千葉農村建設課総括課長 中山間地域総合整備事業でございまして、これは県営事業でございまして、財源は国庫と県費、それから市町村と地元の負担金ということで実施をしているもので、これを予算として計上しているものでございます。

○漆原森林保全課総括課長 林道災害復旧事業については、市町村が事業主体になりますので、計上しているのはほとんどが補助金です。補助率は、岩泉町は最高 99.6%、これは激甚災害を適用しておりますので、そういう高い補助率になっております。一番低いところが 72.2%という状況でございます。

○中村企画課長 この補正予算につきましては、国の負担分と県の負担分の合計の予算となっております。

○嵯峨耆朗委員 今の説明は、市町村の負担分も合わせて計上するというものもあつたのですけれども、それぞれ事業によって予算として出す場合の中身はそれぞれ違うということなのですか。つまり財源構成というのは、国からのものと県のものとなれば、市町村のものも加えるというものもあるということでしょうか。

○上田副部長兼農林水産企画室長 県の予算の場合には、委員おっしゃるとおり、そうい

った内容となります。これは、事業の内容によって異なるものでございまして、一般的なお話を申し上げますと、市町村から負担を求める県営事業につきましては、財源が国庫、県費、そして負担金となります。逆に県以外の事業主体が行う事業の場合には、一般的には国庫、県の補助金が県予算で計上されるというものでございます。

○**嵯峨耆朗委員** それぞれの事業によって違うのでしょうか、中山間地域総合整備事業の場合、県の負担が物によって、ハードの場合は30%、ソフトの場合は50%とあるわけですが、その負担分というのは、いわゆる一般財源として県の持ち出しということなのでしょうか。

○**千葉農村建設課総括課長** 中山間地域総合整備事業の県の負担分については、一般財源で支出するものであります。

○**上田副部長兼農林水産企画室長** 若干補足をさせていただきます。県の予算上は一般財源となっております。例えば地方財政措置、具体的に申しますと、地方交付税措置があるものがございます。制度の中できちんと決められたものの中にはございまして、そういったものについては、いわゆる真水という面では国から予算が来るものでございます。特に災害関係のものでございまして、一般的にはそういった仕組みとなっております。

○**嵯峨耆朗委員** 何で聞いているかという、まともに負担していれば大変だろうと思っただけの話です。例えば林道復旧事業についても、通常では負担が100分の65もしくは100分の50、通常はこうだけでも、そうすると、岩泉町は99.6%ということですが、今回の場合は激甚災害も含めて、99.6%もしくは72.2%以上の補助率でできるということですが、被災農業者緊急支援事業は、1億6,121万9,000円の補正予算ですが、今回の場合はどういったことを想定しているのか、また実際にはこの補正予算は、全部平成29年度に行うことだと思うのですが、そういった理解でいいのか、どういったものなのか。

○**中南農業振興課総括課長** 被災農業者緊急支援事業についてでございますけれども、これは台風第10号により被災した農業者に対して、生産に必要な施設、機械の復旧等を緊急的に支援するものでございます。9月補正予算の段階ではまだ精査されていなかったもので、被害の確定に伴う事業費の確定であり、今回補正するものでございます。中身は、大半は機械の整備で、多くは今年度中に事業実施できるかと思いますが、一部の施設については繰り越して来年度の実施ということになるものもございます。

○**高田一郎委員** まず台風第10号関連についてお聞きいたします。今議論がありました被災農業者緊急支援事業補助金は、先ほどの説明ですと被害状況の確定によって営業再開を支援するということになっています。それで、今回の被害の現状、被害件数とか被害額がどの程度になっていて、経営体としてはどの程度になっているのか。この事業によって全体の被害を受けた経営体のうち、どの程度がこの支援事業を受けて再建をしようとしているのか。この点についてお聞きしたいと思います。

それから、先ほど予算説明書の 140 ページで御説明いただきました競争力強化整備事業補助金は、台風第 10 号によって事業計画の取り下げが行われたということでありました。当初は再建の方向で対応してきたのでしょうけれども、事業を取り下げたというのは再建を諦めたのかなという説明だったかと思えるのですけれども、具体的にどうなのかということについてもお聞きしたいと思います。

それから、農地の復旧状況ですけれども、私も一般質問で岩泉町の事例を持ち出して復旧状況をお聞きいたしました。岩泉町の状況を見ますと、国の支援の対象になる農地については春の作付に間に合うと。しかし河川改修とか、あるいは県が対応しなければならない農地については、春の作付にちょっと間に合わないのかなという思いで部長の答弁をお聞きしました。今般の台風第 10 号による農地の復旧状況、全体として岩泉と同じような状況になっているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○**中南農業振興課総括課長** 手元に資料がないのですが、今把握できているものについてお答えさせていただきますが、被害については、農業施設、園芸施設、畜産施設、農業機械を合わせまして件数としては 1,593 件、被害額としては、13 億 9,057 万 2,000 円の被害となっております。このうち、今回の補正予算等を合わせまして、320 経営体が今回の緊急支援事業の対象となっております。被害額の 13 億円に対しまして、今回の補正で対応します最終的な事業費については 8 億 3,800 万円ほどの復旧を対象としておりまして、実際の被害額ベースからいきますと 6 割強の復旧となっております。

被害を受けた方の中には、まだ補助金の見積もりがまとまらないとか、それから取りやめということになった方もいらっしゃるのかと思いますが、いずれ被害を復旧したいという方については、全て漏れなく酌み取って、今回の事業の対象としたということでございます。

○**藤代畜産課総括課長** 畜産競争力強化整備事業についてでございますけれども、この事業につきましては一般的に畜産クラスター事業と言われている事業でございます。今回の補正で 7 億 9,800 万円ほど減額させていただくものですが、理由として、先ほど申し上げましたとおり、台風被害で当初予定していた事業の実施を見送ったというものについては、岩泉町で当初短角牛のための肉牛の施設を大規模に整備しようという計画がございまして、これを盛り込んでいたところですが、非常に被害が大きいということで、今年度の実施については見送りたいというようなお話がございましたので、今回減額をさせていただくことにしたものでございます。これについては岩泉町のほうでは現段階でも実施意向はお持ちでございまして、時期を見てまた改めて要望したいと伺ってございます。

○**千葉農村建設課総括課長** 台風第 10 号による農地、農業施設の被害の復旧状況でございますけれども、2 月 15 日時点で全县の工事の発注予定件数を 1,224 件と見込んでおります。そのうち、契約済み件数が約 2 割に当たる 260 件でございます。また、1 カ所 40 万円以上で国庫補助の対象となる災害につきましては、全体件数が 224 件のうち、契約件数は

約2割に当たる45件でございます。今春の営農にできるだけ間に合うように今進めているところでございますが、やはり岩泉町と同じように、河川改修と調整する必要がある部分があり、その面積は、市町村から聞き取りをしたところ、全県で2.5ヘクタールほどあると伺っております。

○高田一郎委員 ありがとうございます。農業施設、農業機械の被害状況については、全体の被害額の60%という数字がありました。ただ、希望する全ての経営体、320経営体を支援していくということで、これはこれとして了解しました。先ほど農地の復旧状況を答弁いただきましたけれども、恐らくことしの春の作付に間に合わない地域もあるでしょうし、ことしの農作業をどうしようかという、まだまだ悩んでいる方もいらっしゃるのではないかと思います。そうしますと、残りの経営体ではどの程度になるかわかりませんが、被害額では6割ということですから、かなりの経営体の皆さんがやめるか、あるいはどうするかということで悩んでいる方もいらっしゃるのかなと思います。そのときに、今度申請された方以外で、もう一回この支援事業を受けて何とか再建しようという方も出てくるのかと思いますが、このような場合はさかのぼって支援事業が受けられるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○中南農業振興課総括課長 被災した機械、施設の緊急支援事業については、今回の取りまとめで対応するということになりますので、仮に今後新たに機械、施設等の整備をしたいということになりましたときには、この事業の適用ではなく、ほかの事業の適用ができないかどうか検討していきたいと思っております。

○高田一郎委員 わかりました。それから、今度の補正予算の中で、いわてニューファーマー支援事業が5,700万円ほど、大幅に減額されております。対象者の減ということだと思うのですが、これはどういった状況なのか、もう少し具体的にお示しいただきたいと思っております。

それから、浪板海岸の砂浜再生事業ですが、私も大槌町に行ったときに、砂浜再生事業を何とかしてやりたいのだという要望をずっと受けておりましたし、過日の新聞報道もありましたし、きのうも質疑の中で議論もあったわけです。せっかくいい事業を展開するので、補正予算の説明の中にきちっと説明があれば大変よかったのかなと思うのですが、これは新年度どんな調査をして、その後の展開はどうなっていくのか、県単独で対応されるのか、この点についても具体的に説明いただきたいと思っております。

○高橋農業普及技術課総括課長 いわてニューファーマー支援事業の減額についてでございますけれども、この事業は青年就農給付金を就農前後の就農を目指す方々に150万円を限度に支援するというものでございます。平成28年度の当初予算におきましては、岩手県農業公社及び市町村から要望額を取りまとめまして、その人数に応じた額を計上しているところでございます。市町村の中には、確定したものと、これ以上来てくれるだろうという希望値も合わせたものでございまして、結果といたしまして、準備が2名、経営開始型が43名、合わせまして45名分の青年就農給付金が減額されて、このような金額になり

ました。ただ、平成24年度から制度が始まりまして、最も多い5億2,700万円の予算が活用されております。これは過去におきまして、最も多い金額となっております。

○**阿部漁港課長** 浪板海岸の砂浜再生についてでございますけれども、今般の補正予算に計上させていただいております。この調査内容についてでございますが、今までいろいろなやりとりがあったのでございますけれども、まず県が復興交付金効果促進事業を活用しまして、砂浜再生の可否を判断する調査を行うこととして、現在、復興庁と協議を進めております。復興庁の了解が得られ次第、本予算の可決次第ですけれども、速やかに調査を実施したいと考えております。

調査の具体的な内容でございますけれども、海中の測量、それから底質の調査、波浪や流速、そういったものを行った上で、海浜シミュレーション、砂浜再生の方法の検討等を行い、検討委員会を設けます。その中で、学識経験者等から意見をいただいた上で、来年度末ぐらいをめどに実施の可否について判断したいと思っております。というのも、あの地域は非常にサーフィンが盛んで、多分単に砂を入れればいいというものではございません。そういったところも踏まえ、海浜利用者の状況、案、意見をいただきながら実施の可否について判断したいと思っております。

○**高田一郎委員** わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、食肉処理施設整備事業費補助についてお聞きしたいと思います。今回補正額8億円ということで、大変大きな補正となっております。これは、岩手畜産流通センターの処理能力の向上と輸出拡大を図るために、この施設の整備をするという、そういう説明になっておりますけれども、やっぱりこういう大事業をやるときに、補助金の金額が多いものですから、事業の全体像、どういう事業計画なのか、そして恐らく岩手県も出資していますから、どの程度の出資金が必要になってくるのか、8億円の根拠は何なのかとか、そういったことをしっかりと説明をしていくべきだと思うのですが、事業の全体像はどんな状況になっているのか。

○**伊藤流通課総括課長** 今回の食肉処理施設整備事業費補助でございます。これは、岩畜の豚の食肉処理を新たに新設しようとするものでございまして、岩畜の基本設計では106億円の事業費を計画しているというところでございます。それで、今般、国の緊急補正予算、それから輸出対策という部分が昨年の8月に公募されたということがございまして、まさに国の輸出拠点の一つとして、国内41カ所の当面の具体的整備案件の一つに選定されて、それから2分の1の国庫補助に手を挙げたという経緯でございます。国庫補助でございまして、事業期間が3年間となっております。

それから、48億円という総額でございますので、まさに国庫補助の上限いっぱいをお願いするということでございます。今回の補正予算につきましては、来年度に繰り越しはしますけれども、まずは実施設計を行う。それから、屠畜解体設備の一部を、これはオーダーメイドの発注で、時間がかかりますので、一部を発注する。それから、汚水浄化槽、し尿浄化槽、受水設備等を発注するという、いわゆる16億円の分の2分の1の国庫が内示に

なりまして、これを一旦県が受けまして、これを岩畜のほうに交付するという事業でございます。

なお、岩畜につきましては、岩手県におきましては6億8,000万円を既に出資しておりまして、岩畜からの説明におきましては、各出資者に対しましては同額程度の増資をというお話でございますが、今後岩畜のほうで資料を精査するというところでございますので、正式にはことしの夏以降にJAグループ、県、市町村、それから関係の出資者に対して改めて説明いただくというお話を伺っているところです。

○高田一郎委員 わかりました。今回の2月補正予算で8億円ということですが、これから出資金の関係も、資金計画を精査して確定してくるのでしょうか。資金計画というのは具体的にどういうふうになるのですか。まず一つは、今回は補正予算ですが、今後の補助金のあり方とか、出資金とか、全体の資金計画がどうなっているのかということについても、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○伊藤流通課総括課長 資金計画でございます。全体の106億円のうちでございますけれども、先ほど申しました48億円を国庫補助ということでございます。それ以外が借入金と自己資金という形になろうかと思えます。あくまでも岩畜の現時点の計画でございますが、借入金を21億円、それから増資の自己資金としては28億7,800万円、それ以外は現在の内部留保の自己資金でというお話を聞いております。これは、まだ確定したところではございません。このあたりはさらに精査をするというお話を伺っているところです。

○高田一郎委員 8億円は、今回で補正が終わるということですか。

○伊藤流通課総括課長 8億円は、国庫補助の48億円のうちの8億円、来年度20億円、再来年度20億円、トータルで48億円です。なぜかといいますと、国は20億円が上限だというふうに要領で決まっていますので、3年間の工事として継続していくというものでございます。

○菅野ひろのり委員 先ほどの岩畜の件について関連で質問させていただきます。前回、1月11日の農林水産委員会でも議論があったと思うのですが、その中で2点もう一度確認したい点があります。まず生産体制、稼働の体制の見直しをどのように行われているのかというのが1点目です。2点目が、嗟峨委員から、輸出に対して数量が少ないのではないかという御指摘があったと思いますが、輸出計画がどのようになっているのか、現状も踏まえてお示しいただきたいと思えます。

○伊藤流通課総括課長 岩畜の豚の生産ですが、現在、1日に1,300頭までが限度となっております。実際は1,100頭程度で稼働しています。これが今回県内の養豚業者が拡張するというに合わせまして、1日当たり1,600頭まで処理できる能力にしていきたいと。それから、あわせてHACCPをとれるような新しい施設にしていきたいということでございます。

現在、豚の輸出は香港に行っておりまして、昨年度の実績では約3トン行っております。これを、当面まず8トンまで伸ばすという計画を国のほうに提出いたしまして認められた

というものでございます。

○菅野ひろのり委員 私の聞き方が悪かったのですが、今1日当たり1,300頭までが限度というのは前回資料で御説明いただいていますので、私がお聞きしたいのは、稼働のライン体制です。どういう勤務の仕方、例えば3交代にするのか、フル稼働にさせることで十分対応が可能なのではないかということをご指摘させていただきましたが、その検討状況、検討がなされているのかどうか、その実態を教えてくださいという意味でお話しました。

あわせて、国の輸出事業の中の国庫補助が非常に有利だということの中で進んでいるからだと思うのですが、ではその中で本県の養豚産業振興はこれからどのように図られていくべきなのか。これがあわせて計画に盛り込まれなければ、箱をつくった、輸出しますだけでは、県内の業者に対して産業振興になってつながっていかないと思いますので、改めてその部分の県の役割をどう考えられているのかお尋ねいたします。

○伊藤流通課総括課長 岩畜のラインでございますが、今1ラインのみとなっております。これを2ラインに増設するというお話は聞いております。

○菅野ひろのり委員 現状の体制を、例えば勤務を2交代から3交代にすれば、今の数字だと十分に合うのではないかと、そういう検討はなされているのかをお伺いしたい。

○伊藤流通課総括課長 そもそも今回の豚の処理施設を新築するという背景には、昭和47年に整備した施設で、建築基準法の面からも増築が限界だというものがあります。それから、施設が非常に老朽化いたしまして、あくまでも将来ですが、食品事故につながるおそれがあるということは十分懸念されているところです。また、冷却媒なども、今はフロンなども使えなくなって、むしろ今岩畜はフロンではなくて、さらにその前のアンモニアを使っているような状況で、今までだましまし使ってきたというものでございますので、HACCPをとれるしっかりとした処理場にしていきたいというものでございます。

それから、勤務体制の話でございますが、御存じのとおり、岩畜においても人手不足という部分は非常に経営上課題となっている中で、余り過重な労働環境というのは、なかなか若い方を雇用しづらい状況のなかで、かつては例えば土日や年末とかお盆も稼働していたところも、ある程度ゆとりのある労働環境でやっていきたいというのが会社の方針のようでございます。

それから、いわゆる輸出も含めた考え方ということでございますが、厚生労働省が今検討している中で、食品衛生法を平成30年に改正していくというようなことも既にニュースでもやっております。このあたりは食品企業としては今後それなりの対応をしていく必要があるかと思っております。これは、輸出にとっては当然HACCPは必要だということでございますが、今後国内にとってもそういったものが求められる。また、養豚業者からも、そのような要請が非常にございます。そういうことで、今現在全国155の豚の屠畜場がある中で、今2割が既にHACCPをとっている状況で、東北においては岩手と福島だけがそういった施設がないという状況でございます。これは一つは時代の要請かと考えており

ます。

○**藤代畜産課総括課長** 岩畜の整備に伴う養豚の生産の振興策についてでございましたけれども、県内には養豚農家が116戸ほどで、常時で43万頭ほど豚が飼われています。岩畜には25万頭の出荷が行われているところでございます。他県には72万頭ほど出ているという状況でございますけれども、これから3年ぐらいの計画を見ますと、県内6農場のうち5農場で国庫事業として、先ほど申し上げました例えば畜産クラスター事業などを活用いたしまして、約9万頭ほどの出荷増という計画をお持ちでございます。また、そういった整備を進めるという形で、現在国庫事業の計画など詰めが行われているところでございますので、こういった岩畜の整備とあわせまして、県内の養豚の生産増につなげていくような形で進めていきたいと考えているところでございます。

○**菅野ひろのり委員** 関連ですので最後にいたしますが、先ほどクラスターの話もいただきました。やはりそのとおり、私も今回の件に反対とかではなくて、活用した中で、さらに養豚産業をどう盛り上げていくのか、これが一番重要だと思っています。一つは、出荷施設があるのだから県外からもそういった業者を呼び込むこと、もう一つは県内にいる農家の増加を図っていくこと。先ほどクラスター事業でおっしゃっていましたが、平成27年から平成28年の実績の資料をいただきまして、豚舎は9棟、そして今までの情報だと2万頭、さらに9万頭が増頭されるということなので、岩手としては牛もありますけれども、県としては、養豚もしっかりと増頭していくというメッセージを発信する、その一施設が岩畜であるべきであって、建てかえがありきになってしまうと、先ほどお話ししましたように、稼働人員の体制を整備すればいいではないかという議論になってしまいます。せっかくこれだけの費用を使うわけですから、そういったメッセージ、産業振興に力点を置いた処理施設であるということにぜひ力を入れてやっていただきたいと思います。最後に、養豚振興について、部長はどのような所感をお持ちかお聞きして終わります。

○**紺野農林水産部長** 本県の養豚産業につきましては、生産者の増頭意欲が非常に高いということがございます。そうした意欲がある生産者の背景に増頭が図られてきているということが現実でございますので、それに対応するために、施設の充実を図っていくべきということで、今回、国庫事業を活用するということになったわけです。県といたしましても、岩手県内の養豚産業の意欲、また振興を図るという観点から、必要なものについては整備していく、支援していくということで、振興を図っていきたいと思っております。

○**吉田敬子委員** 林道災害復旧費ですけれども、これは岩泉町、久慈市、宮古市でどのぐらいの割合で林道が整備される予定なのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。多分一般質問で取り上げられていたかと思うのですが、工事はいつごろ完了されるのか、これも生活道路となっているようなところもあるかと思うのですけれども、御存じでしたら教えてください。

○**漆原森林保全課総括課長** 金額については、ざっくりでございますけれども、査定決定額が県全体で54億円ぐらいあるうち、岩泉町が28億円、宮古市が20億円程度の状況が査

定決定額イコール復旧事業費の額になります。現在岩泉町については人的支援を含めてどういうふうにやるかという体制づくりを進めておりまして、本格的に動き出すのは4月以降になるかと思えます。宮古市も同様でございます。生活関連道については、全て応急仮復旧工事をして通れるようになっている状況です。それから、いつごろできるのかということでございますが、予算的には、今年度も含めて3年が復旧の期間ということになりますので、実質は2年になると思えますけれども、その間に完成させるという方向で事業を進めてまいりたいというふうに思っています。

○**田村勝則委員** 2点ほどお聞きします。まず、今の菅野委員の質問にも関連するわけですが、岩畜の今度の8億円でございまして、私は先般地元の声を農業者の養豚業者の方々を含めてお聞きする機会がございました。そうしましたならば、我々の期待も非常に大きいというような声がございまして、担い手、自分の子供たちも新たに養豚業をやってもらえるような希望が出てきたというような話を2者の方からお聞きしました。そういう中で、当然攻めの農業につながっていくし、担い手の育成にもつながっていきますし、雇用の分野でも新たな雇用も出てくるだろうと思えますし、環境問題や先ほどお話がございました老朽化してきているという施設の状況もございまして。そういう意味で、環境問題にも大きな先進的な施設になっていければ、さらに岩手の養豚、例えばブランド化ということも含めて、取り組みを積極的にしていけるのではないかと。そういう部分で、県も大いに頑張っていて、いろいろと知恵とか支援とかをしていただくべきかと思うのですが、一方で先ほどの菅野委員と同じような考え方になるのですが、それだけにとどまらず、岩畜というのは岩手県の大きな産業でもございまして、それだけに特化しないで、さまざまな関連の事業も加えて、もっと大規模化というか、それに付随したのもさらに事業として成り立っていくようなことも、岩手県としても攻めの農業の姿勢を貫いていくことが大事ではないかと思えます。その点のお考えをお聞きしておきたいと思えます。

あと、実は漁業の分野ですが、サケもそうですけれども、今年度漁獲高が低迷してきた部分もあると思えます。漁業者の中で所得の分野でも苦勞しているところもあると聞いておりますけれども、県としてそのような実情をどう捉え、そしてまたどのような対策等が話し合われておられるのか、あるいは補正予算等に今回盛られている部分があれば、改めてお聞きしておきたいと思えます。

○**小岩農政担当技監兼県産米戦略室長** ただいま田村委員のほうから、岩畜の増築と申しますか、新しい施設をつくるのみではなくて、それを有効に活用すべきではないかというお話がございました。私どもも全くそのように考えておりまして、例えば今現在岩畜では牛肉の輸出をしております。この結果、先ほど菅野委員からもお話があったのですが、県内での屠畜もふえておりますし、岩畜での屠畜頭数そのものもふえておりますし、県外からも岩畜を使うような形での屠畜もふえております。これによって、当然岩手県内にいろんなお金も落ちるわけですが、実際にそういう効果が見えております。

豚に関しましては、先ほど畜産課総括課長から、県内でも大きく農場をつくる動きがあ

るということで、そういう農場も、実は県内できちんと処理できるような動きが見えてきたということもありまして、新しい農場をつくるという動きにもなっておりますので、これは規模拡大と岩畜がばらばらに進んでいるわけではなくて、お互いに絡み合っていて動いているものでございまして、我々はこれからもそのような観点で、連携させる形で畜産農家にも大きくなっていただきたいですし、そしてそれを処理する、それを国内、そして海外にも輸出できるであろう施設の岩畜についても連携させて取り組んでまいりたいと思っております。いずればらばらではないということは我々も認識しておりまして、常にその意識を持ちながら取り組んでまいりたいと思っております。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 今お話がありましたとおり、今年度の水揚げが非常に減少しているということで、本県の基幹の魚種でありますサケについては、東日本大震災津波のときと同じぐらいまで減少いたしました。また、そのほかにも、今までとれていたサンマとかが非常に減少しているということで、漁業者の方々、あるいは加工業者の方々には非常に苦勞しておられる、大変であるというところは実情として捉えております。

一つには、サケにつきましては、これからもしっかりと放流して資源を造成していくということで、業界の皆さんともこれから取り組むこととしておりますし、やはりそういうところで頑張っていかなければならないと思っております。

サンマ、あるいはイカなどについては、自然の変動の中で大きく動くものでございます。漁業者の中には、今回の、あるいはここ近年の漁獲の減少に対して、漁業共済などの保険制度に加入している方々もふえておりますので、単純にいろいろな造成支援事業を行っても長続きするものでもございませんので、そういう保険制度に加入していただくということを漁業共済とも話し合いをしておりますので、そういう取り組みを促進してまいりたいと思っております。

○田村勝則委員 今のことについては了解しました。浪板海岸の件ですが、先ほどのやりとりをお聞きして、調査がこれからということなのですけれども、私は現状を見たときに、昔は遠足等になれば浪板海岸にいく人たちが多く、近年は確かに若い人たちのサーフィンのメッカみたいな感じで使われてきていたのですけれども、あそこまで整備をしてしまうと非常に難しいのかなといつも寂しい思いをしながらそこを通過しております。非常に厳しい状況なのではないかなと。あそこまで整備をしてしまうと、いわゆる海岸としての海水浴とか、そういう娯楽の部分では非常に厳しいのかなという思いをしながら通っていたのですが、その辺のことも踏まえて、調査をする場合には、当然されるのだと思うのですけれども、今の整備状況というのは支障にはならないのかどうかをお聞きします。かなり整備はしているわけですね。三陸花ホテルはまぎくの下のところの整備は進んでいますから、その辺も踏まえてどのような状況になるのか、もう一度お聞きしておきたいと思います。

○阿部漁港課長 浪板海岸砂浜再生についてでございますが、私も子供のころに遊びに行

った記憶があり、広い砂浜があったのは十分承知しております。長期的な砂浜への土砂供給の減少と相まって、それから地球温暖化の傾向もあり、波当たりが非常に強くなってきたと。特に浪板海岸は船越湾の湾口から真っすぐ抜けますので、昔から非常に波が高くなる場所で有名でございました。そういったことを踏まえまして、当地に漁港、あるいはほかの事業で護岸を整備したり、離岸堤等を整備してまいりました。砂浜が長期的にずっと減ってきて、それが何とか持ちこたえていたのですが、ついにこの間の大震災で大体 50 センチメートルほど沈下したことによって、ああいう状態になっております。これからどのように再生していくかというのは、現地をしっかりと調査しないと、正直わからないところがございます。検討委員会におきまして、調査に詳しい高名な先生方をお呼びいたしまして、じっくりと検討したいと思います。

先ほどもお話ししましたけれども、単に砂を入れれば全てが解決するというわけではありません。入れれば入れただけまた流される可能性もございますので、慎重に検討しながら進めて、どういった形がベストなのか、地元の方々とも十分話し合いながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 71 号農業大学校条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋農業普及技術課総括課長 議案第 71 号農業大学校条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その 4）の 6 ページをお開き願います。あわせて、条例案の内容につきましてはお手元に配付してございます農業大学校条例の一部を改正する条例案についての説明資料をごらん願います。

初めに、1 の改正の趣旨であります。平成 28 年台風第 10 号により甚大な被害を受けたと認められる者に係る入学検定料及び入学金を免除できるよう改正しようとするものでございます。

次に、2 の条例案の内容であります。台風第 10 号により甚大な被害を受けたと認めら

れる者に係る入学検定料及び入学料の免除について、附則の第4項で改正しようとするものでございます。

最後に、3の施行期日等ではありますが、この条例は公布の日から施行し、平成28年9月1日以降に納付された入学検定料について適用しようとするものであり、あわせて所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第72号大船渡漁港海岸防潮堤高潮対策工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○志田漁港漁村課総括課長 漁港海岸の高潮対策工事の請負契約議案について御説明いたします。

議案書（その4）の7ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページ目をごらん願います。議案第72号大船渡漁港海岸防潮堤高潮対策工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてであります。工事名は、大船渡漁港海岸防潮堤高潮対策（細浦地区防潮堤その1）工事。工事場所は、大船渡市末崎町地先。契約金額は、30億4,351万3,788円。請負者は、戸田建設株式会社であります。

1枚めくっていただきまして、2ページ目をお開き願います。本工事は、漁港海岸の高潮対策として防潮堤及び水門の整備を行うものであります。中段の写真は、施工箇所の場合で、下段の平面図に施工区間124.9メートルと、水門位置をお示ししております。

次、3ページ目をお開き願います。上段の大船渡漁港細浦地区の計画平面図に防潮堤その1工事の位置を赤で示しております。下段に標準断面図を掲載しており、計画高はT.P.プラス7.5メートルであります。

4ページ目には入札結果説明書、5ページ目には入札調書を添付しておりますが、詳細の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 確認ですけれども、5ページの入札調書を見て、技術評価点が大手はみんな一緒ですよ。そして、入札額を見て、なるほどと思ったのですけれども、全く円単位まで一緒の入札額が一番下と上、そうではないものも、2種類ありますが、1円違うとか。そして、評価値が全く一緒、53.227が3件ある。だから、くじ引きになるということであるのですね。

○志田漁港漁村課総括課長 今回評価点も金額も一緒で、くじ引きということで決定いたしました。入札担当に確認したところ、5億円以上でくじ引きというのは、これまでにないと聞いております。ただ、評価点が一緒というのは、過去にも何件かございますし、金額が円単位までというのも決して珍しくないですし、1円単位でも応札できるというふうな基準になってございます。

○嵯峨耆朗委員 そうでしょうけれども、私が見て、28億何がしの案件が円単位まで一緒というのは、一般的には不思議ですよ。どう思いますか。

○志田漁港漁村課総括課長 円単位までやるというのは、やはり金額の大きい受注意欲のあらわれということかと思えます。

あと、金額が限りなく近く並ぶということでございますけれども、この制度は、調査基準価格というのを設定いたします。表の上のほうにございます。この調査基準価格というのは、この場合0.9以下という基準に、上限が0.9というふうになっておりますので、その辺を過去の入札を類推すれば同じというのもあり得るのかなというふうには思いますが、いずれ受注意欲のあらわれであろうと思っております。

○嵯峨耆朗委員 いいと言えればいいのかもしれないけれども、これだと余りにも、ほぼ近いとかではなく、全く一緒になっている。700円、700円、そして323円、324円とか。何と言ってもいいかわからないけれども、不思議だなと思って聞いているわけで。でも不思議だと思えますよね。何か違和感があるなと思っているけれども、それだけ指摘しておきます。

○渡辺幸貫委員 関連ですけれども、私は細浦というところに何度も行ったからよく知っていますけれども、何百戸しかいない集落に今回30億円の事業です。それであれば、細浦、末崎のようなところに、1人に千万単位のお金をかけて移転したほうがよっぽど早いと思わせるようなものですが、一方で漁業権の問題があったりして、こういうふうに復旧するのだろうかと思うのだけれども、本当にこのままでいいのかと。この間は、陸前高田市でも半分も人が住まないだろうという報道があったりするけれども。ですから、これをこのまま続けていくことに対して、国に対しても、本当はこうでないほうが住んでいる人のためかもしれないという声は出ないのかということ、素朴な疑問を聞かせてください。

○志田漁港漁村課総括課長 細浦は、3ページに写真がございまして。水門の港内側には船がいっぱい停泊しておりますので、船の出入り及び周辺の施設を守るということで、湾の口

のほうに水門を計画しまして、通常であれば陸のほうにぐるっと防潮堤をつくるというのが一般的に多いのですが、こちらの場合はそれでは距離が非常に長くなるということで、湾口にこういう形で水門をつくるというふうに計画したものでございまして、漁業活動にも漁港施設にも資するものと考えております。

○渡辺幸貫委員 私が言っているのは、大きな意味で言っているのです。細浦から大船渡港なんてあつという間ですよ。だから、そういうことをトータルで考えたときに、宮城県は漁業権の集約化を図って大問題になったけれども、岩手県はそういうことにも疑問を感じないで、これでいいのかという素朴な疑問を聞いているのです。だけれども、それは結局漁家の人たちにとって、中身はお金とか船をつくるとか、いろんなことのほうが本当は欲しいかもしれない。ただ、単純に防潮堤であるとか、高潮が来るからということだけで本当にいいのかということに私は疑問を感じるから、地元の声として岩手県はどう考えるかということを知りたいわけです。

○紺野農林水産部長 いろいろな考え方はあろうかと思いますが、ただこの施設につきましては地域を高潮から守るということに行政目的を据えて、そして整備していくということで、今回の御提案になったということだと思います。ただ、他県と比べてどうかというような評価もあろうかと思いますが、これまで我が県におきましては、地域の漁港等も大事にしながら水産業に携わってきたということに重点を置いて、今現在の姿になっているかなというふうに思っておりますので、その点につきましては今までの住民の方々の考え方、水産業についての考え方、また歴史、そういったものも勘案して対応していくべきかと思っております。

○渡辺幸貫委員 これから考えてください。

○高田一郎委員 ほかの議案にも共通していることですがけれども、国土地理院が28日に発表した地盤の隆起の問題ですけれども、新聞報道によりますと、釜石市の大町の水準点が17センチメートル隆起したとあります。これは、岩手県内ではどのような状況になっているのか、もしわかればお示ししていただきたいと思っております。

○阿部漁港課長 地盤隆起の御質問でございますけれども、2月28日、国土地理院から、県内及び宮城県も含めて、地盤隆起の状況についての発表がございました。県内では、田野畑村から陸前高田市までの間で0.4センチメートルから21.7センチメートルの隆起が確認されております。最も大きいのが陸前高田市でございまして、私の手元にあります資料ですと21.7センチメートルの隆起が見られるということでございます。それから、北に行くに従ってだんだん隆起量が下がってきておりまして、田野畑村におきましては0.7センチメートルといったような状況になっております。

○高田一郎委員 これも新聞報道ですがけれども、調査を受けて宮城県は防潮堤の高さを見直す。一方、岩手の場合は、防潮堤の工事は既に発注済みであるので、高さの見直しは行わないということでありました。これは、例えばこれからの議案にもあるのですがけれども、設計変更の見直しなどによって、今まで何回も何回も設計の見直しをして追加提案し

できましたよね。これからやる防潮堤だってあるわけですから。そういうことを考えますと、わずか15センチメートルとか20センチメートルといっても、トータル的にはものすごい資材の量だと思うのですけれども、そういった点での見直しがあってもいいのかなと思うのですけれども、それについてはいかがですか。

○志田漁港漁村課総括課長 海岸保全施設は、国土交通省所管とか、我々県の所管とかいろいろございまして、一応一つの湾を基準にして考える必要があるだろうというふうに考えてございます。既にでき上がったところがある、ほとんどでき上がったり、発注しているところが岩手県の場合は多いですので、見直しはしないということで考えております。

○高橋元委員 入札調書のところで、どうしてかなと思ったのがありましたので、お尋ねしておきます。まず、標準点①のところで、100になっているのですが、これは括弧ありとなしがあるのですが、これは何の違いか。

二つ目に、加算点のところで、佐賀組とエム・テックが4.2、ほかのところは全部20点で、随分開きがあるのだなという。これは、何を基準に加算点というものが出ているのか。

それから、不動テトラという会社なのですが、別なところでは不動テラというのがあるのですが、これは違う会社なのですか。

○志田漁港漁村課総括課長 標準点100というのは、決まり切った持ち点ということでございますので、全ての会社に点数が入るということでございます。落札候補者につきましては、括弧なしという評点になっています。

それと、加算点につきましては、ここは三つの評価点を提案してもらってございます。三つの提案に基づきましてそれぞれ評価したというところでございます。下の2社につきましては評価が落ちると、残りにつきましては同等の評価であるということで、技術点を加点したというものでございます。

それから、不動テトラとテラとは全く別な会社で、不動テトラは昔のテトラポッド株式会社で、今は不動テトラという名前になっております。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第73号大船渡漁港海岸防潮堤高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決

を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○志田漁港漁村課総括課長 漁港海岸の高潮対策工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案書（その４）の８ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

１ページ目をごらん願います。議案第 73 号大船渡漁港海岸防潮堤高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、大船渡漁港海岸高潮対策（防潮堤その 1）工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりであります。

２ページ目をお開き願います。工事の概要について記載してあります。本工事は、漁港海岸の高潮対策として、防潮堤 117.5 メートルの整備を行うものであります。設計変更の理由及びその内容でございますが、第 1 回変更は用地取得が完了したため、山付部の防潮堤の施工を追加するとともに、工事期間を延伸したものであります。今回の第 2 回変更は、鋼管杭打設工法の変更、仮設鋼矢板及び仮栈橋橋脚部の打設工法の変更であります。

今回の変更により契約金額が 8 億 1,314 万 4,960 円となり、変更設計金額が 5 億円を超えたため、議会の議決が必要となったものであります。

資料の 3 ページ目をお開き願います。大船渡漁港海岸小細浦地区の計画平面図、被災前後の航空写真、防潮堤の標準断面図を掲載しております。

４ページ目をお開き願います。施工状況写真であります。調査の結果、鋼管杭打設について、中堀工法から先行掘削工法へ、仮設鋼矢板及び仮栈橋橋脚部の打設につきましては、圧入工法から先行掘削工法へ変更するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○菅野ひろのり委員 説明ありがとうございました。内容について確認させていただきたいと思うのですが、この 8 億円、プラスで約 4 億円あったということですが、その内容は工法を変えたもの、４ページの下の方にノバルハンマ工法 240 本ということだと思っておりますが、この増額された中身、それぞれどういった中身が増額されているのか、教えていただきたいと思っております。

○志田漁港漁村課総括課長 ４ページ目の施工写真に説明資料がございます。この下に鋼管杭、中堀工法から先行掘削工法へ、写真で言えば上の左側、オールケーシング工法でやったというものでございます。転石が出てきましたので、この工法でないと杭が入らないということで変更しているものでございます。本数は 78 本ということで、これにかかります金額の増は 1 億 1,000 万円ほどでございます。

それから、写真の上の右側、ノバルハンマ工法の施工状況というところでございます。これにつきましても、当初圧入工法で設計しておりましたが、やはり転石があるというこ

とで、ノバルハンマーというハンマーで岩を砕いて施工するということで変更いたしました。これが240本でございます。これに伴います増額は約1億7,000万円というところでございます。あと、山付部を施工延長いたしましたので、残りは山付部の施工というところでございます。

○菅野ひろのり委員 先ほど1億円とか1億7,000万円、この部材に関しては、業者は入札であるとか、ほかの価格基準比較というのはされているものなのでしょうか。また、どうやって選定されているものか、お聞かせいただきたいと思います。

○志田漁港漁村課総括課長 当初工法につきましては、一般的な杭打ち工法、中堀杭打ち工法及び圧入工法というところでやっておりますけれども、試掘した結果、転石が出てきたということで、通常の工法では施工できないという協議をいたしまして、このような先行掘削工法でやるというところでございます。

○菅野ひろのり委員 1本当たり幾らという価格がありますよね。それは比較されているのか、その値段はどうやって決まっているのかという質問です。

○志田漁港漁村課総括課長 この岩掘削にできる工法というのはノバルハンマ工法であるということで、この工法を設定してございます。資材につきましては、県で見積もりをとって設定しているところでございます。

○菅野ひろのり委員 では、この資材に関しては業者ではなく、岩手県のほうで見積もりをとって、それも何社から相見積もりをとった上で、一番安いところに決めているという認識でよろしいでしょうか。

○志田漁港漁村課総括課長 見積もりをとって決定しているところでございます。

○嵯峨耆朗委員 この後の議案も大体そうなのですけれども、1回目の変更で349日間延伸する工事期間、今回の変更で4億円プラスになっているけれども、16日間の延伸だけだと。これは、もともと余裕を持った工事期間を設定しているから、このぐらいの16日間の延伸だけで間に合うのだということではないのですか。

○志田漁港漁村課総括課長 今回の変更の日につきましては、3月31日まで変更してございます。実際は繰越の見込みでございますので、繰越承認を得た後に、さらに施工期間を延ばすということで、具体的には29年度末までかかる見込みであるということでございます。

○阿部漁港課長 工期につきましては、債務負担行為をもって、実は平成29年度まで設定しております。ただ、予算制度の関係で、国の繰越承認を得ないと工期をみだりに変更できませんので、通常であれば3月30日か31日に国のほうから繰越承認通知が参ります。それをもって再度工期の設計変更を行う予定としております。

○田村勝則委員 2ページ目の契約金額の第2回変更欄の下のところに、変更設計金額が5億円超というふうにあえて書いてあるわけですが、この設計にこれだけの金額を要したということの中身はどのようなになっているのか。あえてここに記載してあるということは、何かの事情があるのだらうと思うのですが、お聞きしておきたいと思います。

○志田漁港漁村課総括課長 2ページ目に、変更金額が5億円を超えたという記載がございました。当初は4億円ということで、議会の承認を得ていないということでございますが、今回の変更で5億円を超えたということで承認を受けるものでございます。

○上田副部長兼農林水産企画室長 最初に、工事請負契約の締結の権限のお話をさせていただきますと、設計額がベースになっておりまして、設計額が5億円を超えないと現地発注、超えますと本庁発注で議会に付すというルールとなっております。ここで設計額が5億円超と記載しておりますが、設計に5億円かかったということは決してございません。先ほど申し上げたとおり、請負契約の締結に関しては設計額をベースにいたしますものですから、その設計額が5億円を超えたので本庁案件となり、議会に付すべき案件となったということを表示しております。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第80号農地海岸保全施設災害復旧事業本郷地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○千葉農村建設課総括課長 農地海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案書(その4)の15ページであります。内容につきまして、お手元に配付しております説明資料により説明をいたします。

議案第80号農地海岸保全施設災害復旧事業本郷地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、農地海岸保全施設災害復旧事業本郷地区第2号工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりであります。

2ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した防潮堤296.0メートルの復旧を行うものであります。

設計変更の理由及び内容でございますが、本工事は今回の変更が第5回となっており、前回議決を受けました第3回変更以降の内容の主なものについて御説明いたします。第4

回変更は、労務、資材等の単価上昇により増としたものであります。今回の第5回変更は、堤体及び県道かさ上げに必要な盛り土材につきまして、他の工事の発生残土により全量確保を計画しておりましたけれども、その一部を購入土に変更すること、及び仮設で設置する県道迂回路につきまして、安全性を考慮し、計画を変更しようとするものでございます。また、県道迂回路の計画変更に伴いまして、関係省庁との計画変更協議に時間を要したことから工期を延長するものでございます。今回の変更により、契約金額が第3回の変更議決額に対し25.3%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

3ページには、計画平面図、標準断面図、被災前後の航空写真を掲載しております。

4ページをごらんください。県道迂回路につきまして、変更前を青色、変更後を赤色でお示ししております。変更前は、右下の断面図B-Bのとおり、幅員5メートルで敷き砂利のみで計画しておりましたけれども、変更後は県道迂回路が旧堤体を乗り越すため、盛り土を実施した上で断面図A-Aのとおり、幅員8メートルの舗装道路とし、交通の安全を確保しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第81号大船渡漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○志田漁港漁村課総括課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案書(その4)の16ページであります。内容につきましては、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページ目をごらん願います。議案第81号大船渡漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、大船渡漁港海岸災害復旧(23災県第520号その2)工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりであります。

2 ページ目をお開き願います。工事の概要について記載しております。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤 336.7 メートルの復旧を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容でございますが、第 1 回変更は支払限度額を変更したもの、第 2 回は工期を延伸したもの、第 3 回変更は鋼管杭打設工法の変更、防潮堤断面の変更、旧防潮堤の取り壊しの工法変更による増、他事業等の調整による防潮堤延長の減であります。今回の変更により契約金額が 6 億 5,722 万 4,280 円となり、当初議決に対し 25.5% の増となるため、議会の議決が必要になったものであります。

資料の 3 ページをお開き願います。大船渡漁港海岸の計画平面図、被災前後の航空写真、変更後の標準断面図を掲載しております。

4 ページ目をお開き願います。上段に変更後の逆 T 式防潮堤の標準断面図を掲載しております。下段に施工状況写真でございます。追加の地質調査の結果、鋼管杭打設の一部を中堀工法から先行掘削工法へ変更するもの、周辺住民や水産加工業に配慮し、旧防潮堤の取り壊しを低騒音型へ工法を変更したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 82 号釜石漁港海岸防潮堤災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部漁港課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案書（その 4）の 17 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1 ページ目をごらん願います。議案第 82 号釜石漁港海岸防潮堤災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、釜石漁港海岸災害復旧（23 災県第 551 号防潮堤その 3）ほか工事。工事場所、請負者、契約金額につき

ましては、記載のとおりであります。

次に、2 ページ目をお開き願います。工事の概要について記載しております。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤 182 メートルほかの工事を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容でございますが、第 1 回変更は年度支払限度額を変更したものであります。第 2 回変更は、工事期間を延伸したものであります。第 3 回変更は、既設防潮堤の取り壊しについて、一部鉄筋が含まれていたことによる工事費の増及び工事期間を延伸したものであります。今回の第 4 回変更は、接続する市道の計画が確定したため、陸閘躯体工及び防潮堤を追加するとともに、工事期間を延伸するものであります。今回の変更により、契約金額が 9 億 2,939 万 2,840 円となり、当初議決に対し 54.5%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

資料の 3 ページ目をお開き願います。釜石漁港海岸の計画平面図、被災前後の航空写真を掲載しております。

4 ページ目をお開き願います。工事を追加する防潮堤の標準断面図と陸閘躯体工の平面図を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 83 号大沢漁港海岸防潮堤（第 1 工区）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部漁港課長 漁港海岸の災害復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。

議案書（その 4）の 18 ページでございますが、内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1 ページ目をごらん願います。議案第 83 号大沢漁港海岸防潮堤（第 1 工区）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、大沢漁港海岸災害復旧（23 災県第 679 号防潮堤その 1）工事。工事場所は、下閉伊郡山田町大沢地

内。契約金額は、15億1,524万円。請負者は、株式会社佐藤組であります。

2ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤の設置を行うものであります。

中段の写真は施工箇所状況で、下段の平面図に施工区間541メートルの位置を旗揚げしてお示ししております。

3ページ目をお開き願います。上段の大沢漁港海岸の計画平面図に防潮堤（その1）工事の位置を赤で旗揚げしております。下段に標準断面図を掲載しており、計画高はT.P.プラス9.7メートルであります。

4ページには入札結果説明書、5ページから6ページには入札調書を添付しておりますが、恐縮ですが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋元委員 これまで請負工事契約の変更がかなりありましたが、今回のこの工事に当たってどのぐらい試掘をして、今後契約変更が出ないような取り組みをされたのかお聞きしたい。

○阿部漁港課長 これまで、例えば中堀工法を先ほどお話ししたようなノバルハンマ工法に変更したりしてきた状況を踏まえまして、今回につきましては表層面にいわゆる転石があるのでどうしても工法を変えなければならないことが多かったわけですが、今回は表層部分を十分調べましたところ、転石帯が発見されたということで、当初から通常の工法ではなくオールケーシング工法という、岩でも砕けるような工法を採用しております。そういったところで、何とかこれまでのような大幅な設計変更は避けたいものと考えておりますが、今後工事を進めていく過程で、もしかしたらこういったことが生じる可能性があるかもしれないと考えております。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、昼食のため午後1時間まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋孝眞委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から釜石市箱崎町で発生した林野火災と山火事防止対策について発言を求められておりますので、これを許します。

○佐々木森林整備課総括課長 それでは、私のほうから、おととい釜石市箱崎で発生しました林野火災と山火事防止対策について御報告いたします。

おととい、2月28日夕方5時36分ごろ、山火事が発生したという通報がありました。その日は日没ということもありまして、地上消火のみ行っております。翌日は、朝から県の防災ヘリによる空中消火と、地上消火を行いまして、午後2時50分、鎮圧宣言が出されております。現在ほとんど火は出ておりません。今晚雨が降るということで、恐らく雨が降った段階で鎮火宣言ということになるかと思います。

被害の状況ですけれども、釜石市の箱崎の仮宿地内というところで発生しておりますが、現地は杉、広葉樹、伐採跡地という形で、かなり切られている部分もございます。焼損面積ですが、新聞等では9ヘクタールということで出されておりますが、こちらのほうで燃えたところの面積をはかったところ、3.6ヘクタールくらいではないかと考えております。現地は全て私有林になっております。

次に、ことし、平成29年の山火事の発生状況ですが、3件発生しております。おとといの28日は大船渡市と釜石市で山火事が2カ所発生するという状況になっておりまして、大分山、農地もですが、ことしも雪が少なく乾燥状態で、すごく危険な状態が出ております。

それで、県としましては、山火事防止対策推進協議会を開催し、今年度の山火事防止対策実施計画に即しまして、3月1日、きのうから5月31日までを山火事防止運動月間として、関係団体、関係機関と一緒に、山火事防止の普及啓発に努めております。昨日、おとといの山火事の発生を受けまして、結構大きい火災になるかもしれないということもありましたので、昨日、3月1日に改めまして現地機関あるいは関係団体等に山火事の防止に関する警戒の強化についてという文書を発出してしております。引き続き、山火事防止対策実施計画に基づきまして、広報、巡回等による山火事防止の一層の注意喚起を図ってまいりたいと思っております。

別紙につきましては、お目通しいただければと思います。

○高橋孝眞委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○高橋元委員 私からは、畜産研究所における火災事故についてお伺いしたいと思います。昨年12月8日に、私は、監査委員として畜産研究所に行きまして監査をしたわけですが、そのときの資料に事故の概要調べというのが出てきておりまして、その中には平成27年9月29日、出火による備品の亡失、損傷、それから平成28年2月18日、出火による備品の亡失及び建物の損傷という、2件の事故の概要についての資料をいただきました。

当日の監査では、これについて関係者からの説明はなかったものですから、私のほうからお尋ねして、この事故の概要、詳細をお尋ねしたのですが、詳しい中身が余り出ておりませんでしたし、時間も限られているので、その後資料の提供をお願いしました。それで、資料はいただきましたが、私以外の委員は、このことを知らないと思いますので、事故の概要について説明をお願いしたいと思います。

○藤代畜産課総括課長 畜産研究所において発生したトラクターの火災事故については2件ほど発生してございます。1件目が平成27年9月29日でございますけれども、畜産研究所の外山研究室、これは盛岡市玉山区藪川にある研究室でございますけれども、こちらのトラクターでモアコンディショナー、これは牧草を刈り取る機械なのですけれども、これを牽引して圃場へ移動していたところ、トラクターのエンジン部分から出火して、トラクターとモアコンディショナーが焼けたというものでございます。

それから、もう1件でございますが、平成28年2月18日でございますが、これは滝沢市にある畜産研究所内で起こったものですが、堆肥処理を行うために格納庫のほうにホイルローダーで堆肥の攪拌を行っているのですけれども、そのホイルローダーのエンジンをかけたところ、エンジン部分から出火して、ホイルローダー、農機具格納庫のシャッター並びに天井などを焼いた事案でございます。この燃失によりまして、外山研究室にありましたトラクターについては、取得価格1,100万円のもので、まだ買って4年目のものでございました。これについては、平成28年6月に1,300万円ほどで再取得をしたというようなものでございます。また、同じくついておりました草刈り用のモアコンディショナーですが、これは取得額300万円の機械でございますが、19年使っていた機械でございますけれども、こちらのほうにつきましても平成28年6月に450万円ほどで再取得しているものでございます。

また、滝沢市の畜産研究所のホイルローダーでございますが、これについては取得額が450万円ほどの機械で、使用年数は20年ほどの機械でございますけれども、これについては代替機、ホイルローダーは複数台、畜産研究所で所有してございますので、代替機で業務を補完してということで、取得には至っていないものでございます。

また、シャッター、天井等につきましては、建築、電気工事を合わせて720万円ほどを用意してございますが、平成28年12月に工事に入りまして、現在も工事を行っているという状況でございます。

○高橋元委員 先日は、概要の資料をいただきまして、先ほどの説明で概要がよくわかったということでございます。それで、問題はこうした内容をこの委員会でも少なくとも報告してもらってもよかったのではないかと私は思うのです。なぜかという、公有財産を長く使用して、使用に耐えなくて壊れたのならわかるけれども、火災という事故によって亡失したわけです。そこにどういう問題があったのかということがあつたらしく、また再発防止に向けてどういう取り組みをしているのかということも、我々としては点検する義務もあるわけです。それが平成28年度の当初予算の備品購入費の中に入っていたのですが、それ

をみただけではわからないですよ。こういう事故があつて、こういうものを予算措置しましたという説明をしてもらわなければならないと私は思うのですが、担当部署としての捉え方がちょっとおかしいのではないかと思います。

これは一歩間違つたら人命にかかわることもあるかもしれませんし、またこの一、二件だけの事件ではなしに、再発防止に向けて県全体としても取り組まなければならない。例えば同じトラクターだとすれば、農業高校でも使っていることもあるわけです。それから、公用車というか、公有財産であれば全ての、例えば自動車も船舶も含めて、管理のあり方が果たして今のままでいいのかといったことも点検しなければならない。そんな思いがして、私はこの委員会に報告しなかったのが非常に残念だと思っておりますが、その辺はどう捉えておりますか。

○紺野農林水産部長 まさしく委員御指摘のとおりでございますが、やはり何らかの問題があつたときには、問題の所在、またそれに関するいろいろな問題を把握して、分析して、次につなげていくということまで含めまして考え合わせて、委員会に報告しながらチェックを受けるというのは、それは当然のことです。当時の経緯なので、報告しなかった詳細というのは私もよくわからないのですが、一般論からしても報告すべきであつたらうということで、反省をしている次第でございます。

また、財産管理の面、再発防止喚起の面、また人命にかかわるといふ、そこまで至るようなことにもつながりかねなかつたということもあつて、今回の事例を踏まえまして、仮にこういう事故があつた場合については、やはりつぶさに御報告申し上げ、チェックを受けて、しっかりと次につなげていくということで対応してまいりたいと思つております。本当に申しわけございませんでした。

○高橋元委員 責任者の部長からそういう言葉がございました。最後に聞こうと思つたのですが、最初にお話しいただきました。

それで、再発防止に向けた取り組みをどうされているのか。事故の中身を見ますと、シリンダーヘッドの部分からオイル漏れをして、それが排気の熱で引火して燃えたということもありましたし、それからホイールローダーのほうは何回もスターターをやって、それで出火したという記載もあるわけです。だから、それは取り扱いの仕方とかさまざまなことも含めて、日常の点検、あるいは機械の清掃、そういったものを含めて定期点検、日常点検、それからこういう事件が起きたときにどうやって初期消火で延焼を食い止めるか、そういうことを検討したと思つてはいますが、トラクターは、移動中に途中で燃えたと、山林の斜面もわずかながら燃えたと、これは車輪の付近が燃えたとありますが、先ほどの山林火災ではないのですけれども、時期が時期であれば、あるいは風が吹いていれば、山林火災にもなる可能性もあるわけです。だから、いろいろなことを想定しながら、丁寧に初期指導というのですか、機械を扱うときにはそういったこともしなければならぬと私は思つたのですが、その辺はこの事故を受けてどういう対策をとっているのかお尋ねしたいと思います。

○藤代畜産課総括課長 委員御指摘のとおり、トラクターは4年目の比較的新しいもので、燃えた原因についてはメーカーも呼んで、もともとの機械の故障だったのか、あるいは何らかの作業上のトラブルだったのかということも調査してもらいましたが、最終的には原因がわからないという形に終わったところでございます。

また、もう一つのホイールローダーについては20年目ということで、通常であれば耐用年数を過ぎてから定期的に更新していけばいいわけですが、ここら辺については、県財政も厳しいですので長く使うということで、整備士免許を持った者が整備を行いながら、使えるうちは長く使うという形でやっているところですが、今回こういった事故があったということも踏まえまして、作業前点検の確認ですとか、どういうトラブルがあったのかというのを別な作業員にも引き継げるような、何かメモとかで引き渡せるようなこと、あるいは県では毎月コンプライアンスの日を設定し、そういう意識を高める取り組みをしているのですが、そういったところでこのような事案をお互い所員で確認しながら、事故につながらないような対応を畜産研究所で徹底しているところでございます。

○高橋元委員 わかりました。これは故意でやったものではないということも含めて、委員会に報告することを判断したということでありましたけれども、いずれ先ほども話をしましたが、例えば農業高校を含めてトラクターとかいろいろ使っていますので、今回の事例もしっかりと情報共有して、お互いに事故が起きないようにぜひお願いしたいと思います。

○菅野ひろのり委員 私のほうからは、大きく2点あります。まず、その前に関連して、先ほどの火災ですけれども、私もトラクターのロールベラーを運転したことがあるのですが、そのときに消火器の常備していくというのは非常に重要だなと思いましたので、適切な御指導の中、関連づけて進めていただきたいと思います。

それでは、二つあります。まず、岩手のため池についてです。先日、奥州市で4名の方が亡くなるという事件が起きました。そういった中で、先ほど県のほうから、ため池、貯水量が1,000トンを超えるのは県内に1,899カ所だということがありました。私も不勉強で申しわけないのですが、ため池の管理というものは県の場合はどういった計画に基づいてされているのか。農林水産省だと、ため池管理マニュアルに基づいていると思うのですが、県の場合はどのようになっているのでしょうか。

○千葉農村建設課総括課長 ため池の管理でございますけれども、ため池については、一般的には土地改良区あるいは市町村が管理をしております。今委員からお話のありましたため池管理マニュアルに基づいて管理するように県として指導しているところでございます。

○菅野ひろのり委員 今新聞にもため池の管理については、小さいところは把握していないとあり、多分そのとおりでろうと思います。そもそもため池は農業用水を引くために、それぞれの集落でつくってきたという現状があると思いますが、今土地改良が進み、基盤整備をしていく中で、ため池の必要性というのは徐々に薄らいできているかなと。また、

集落での管理というのは、ほぼ放置に近いような状況のところもふえてきているのではないかと推測されますが、まず市町村、土地改良区ではハード、ソフトの対策という前に、どういった危険性があるのかについて、どの程度管理されているものなのか、今回の件を教訓に実態を調査する必要があるのではないかと考えておりますが、どのように捉えていますでしょうか。

○千葉農村建設課総括課長 ため池の管理につきましては、ため池も含めて農業水利施設、例えば水路だとか、それからダム、そういったものにつきまして、毎年春先の営農がスタートする時期、定期的にその管理について徹底するように周知をしているところでございますし、また事故があるごとに、これまでも注意喚起を図ってきたところでございます。ため池の管理の実態については、平成25年、平成26年に行いましたため池点検の中でも、その様子とか状況とかを大まかには確認をしているところでございますけれども、今委員から御指摘のありました小さいため池については、実態とすれば目の行き届かないところもあるのが実態でございます。そういったところも今回の事故を踏まえまして、今警察で調査をしているということでございますので、今回の事故の原因等を踏まえて今後の対策に生かしてまいりたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 私も趣味が釣りです。なかなかそういったところは教えたくないというところもあるのだと思いますけれども、こういう事故をきっかけにといいますか、ぜひそういった再発防止、実態調査に努めていただきたいと思います。

次に移ります。平成29年度の予算については、所属する常任委員会で発言をということでありましたから、簡単に1点だけ触れさせていただきたいというふうに思います。まず、さまざまな資料調査に協力いただきました担当の方にはお礼を申し上げます。その上で1点、スマート農業について、いわてスマート農業推進事業費、新規の事業ですが、この点についてお尋ねしたいと思います。国のほうで進めている事業をもとに、いわてスマート農業推進事業というのが新しくできているものと考えておりますけれども、岩手でスマート農業を行う意義、これはどういったものを目指してやっていくのか。といいますのも、研究会の中身を見ますと、構成委員というのは工業関係、自動車関連の方が中心になっていると記載がありました。具体的には、井関農機ですとか、農林水産省の自動車の部局だと思われました。そうすると、中身を読んでいきますと、大型トラクターの自動化を導入していこうという趣旨が見えるところなのですが、その中で、岩手もこの事業を新規で行っていく理由、意味合いをどのように捉えているのか、まずお伺いしたいと思います。

○高橋農業普及技術課総括課長 この事業の目的でございますけれども、まず若者や女性に魅力的で、農業に参入しやすい、そして収益性の高い農業経営を実現するために、ICTとかロボット技術をつくったさまざまな技術があります。これを生産者の方々が自分の経営の中により取り込みやすくするために始める事業でございます。そのためには、その農業経営に最も適した、例えばGPSトラクターが最適であれば、そういう農家と企業と個別にマッチングしたり、または施設園芸に取り組んでいる若い方であれば、クラウドと

かを活用したような施設の管理システムを導入する、そういった個別の取り組みを支援していこうというものでございます。

○菅野ひろのり委員 国のほうは、今研究開発ステージという段階で、研究開発を進めているということなのですけれども、今いただいたお話ですと、どちらかというと岩手の場合は普及啓蒙活動を中心に若い人を取り込んでいこうという趣旨なのかと思っておりますけれども、そうすると国が考えている方向と岩手が考えるスマート農業のあり方という位置づけは変わってくるのではないかと思います。

もう一度戻りますけれども、そうすると花巻地区だったり胆江地区では平場のところを中心にやっていこうというのがこの施策の主軸だと思っております。そうなったときに、では岩手のあり方はどうなのか。といいますのが、この事業を進める中で、実際の生産者の方がICT、例えばスマートフォンもそうだと思いますし、情報技術を活用した中で、それがいかにコストが下がり、もしくは生産が上がるためにやるのでなければ意味がないと思っているので、その構想をしっかりしないと、スマート農業とうたう意味がなくなってしまうと思っているのです。その点をどう考えているかお聞きしたいと思います。

○高橋農業普及技術課総括課長 昨年、試験的に農業研究センターにおきまして、そういう企業に集まっていただきまして、各企業の持っている技術を農家の方に紹介する機会を設けたところ、ゼロベースでやったわけなのですけれども、多くの生産者の方々が訪れて、そして企業の方々も快く参加していただきました。参加した農家の方々は、いろんなケースがありまして、まずICT技術というものがわからない、どういうものがあるかわからないという方、自分は中山間地域でドローンを使って散布をしたいのだけれども、そういったものに興味があって来たという方、中山間地域の悪い条件を抱えている方々とかおりました。また、中には大規模化を目指してGPSトラクターを設置したいという方もおります。さまざまな農業のあり方の中で、やはり今後担い手不足、高齢化の中で、国のほうで、企業が進めているそういうICT技術を経営に合った形で取り入れていくことが岩手の農業を強くしていくものだというふうに考えておりますので、その人、その人のニーズに合わせたことをうまく活用していただきたくて、こういう事業を取り上げてみたいと考えたところでございます。

○菅野ひろのり委員 今課長がおっしゃったように、それぞれの地域というか要望に合わせたスマート農業のあり方というのを示すのは、すごく重要なことだと思っております。では、そのあり方とは何なのかと考えたときに、岩手の場合は、先ほどおっしゃったように、中山間地域、そして小規模の農業が前提にあるわけです。そこは国は示していません。むしろ懸念事項に挙げています。ですから、私が思っているのは二つありまして、一つは、では本当に岩手のスマート農業を考えた場合、今は国も研究開発期間ですから、どういったスマート農業というのが本県が示す農業のあり方なのかということをお県が主導して示していただくというのが重要ではないかなと思っております。

もう一点が、この事業を行う上で、ぜひ若手農業者の方々の意見を取り入れていただき

たいです。やはりどうしてもこの事業を進める場合に、産業界、特に工業関係の人が中心になりますけれども、もとは農家、農業者のための活用であるわけです。私たちがITの恩恵を受けるというのは、一番は情報だと思います。ちょっと飛んでしまいますけれども、農協でも生産に必要な情報は全部紙ベースできます。その時点でまだ農業は、ITではないのです。そういったGPS等を活用した大規模な夢を、明るい先を見るというのも一つだと思いますが、実態に即したIT技術、これが岩手の示す方向だという意見を取り入れていただいて、まず研究機関の段階でどういう構成をしていくのかというのを御検討いただきたいと思っていますのですが、いかがでしょうか。

○高橋農業普及技術課総括課長 全く委員御指摘のとおりだというふうに思います。私たちは、間もなくスマート農業を進めるための研究会を立ち上げる予定でございまして、その中の中心はまさしく農業者の方々でございまして。それも若手の方、女性の方、多くの方に参入していただいて、企業や大学、行政はその方々の取り組みをサポートする、そういう立場で研究会を立ち上げようとしておりますので、今お話をいただいたような趣旨を十分に踏まえて、そのように進めてまいりたいと考えております。

○田村勝則委員 まず、先ほどの山火事防止対策に関してお聞きしたいことがございます。先ほどの説明にあった発生原因について、聞き漏らしたかもしれません、どのようなことで調査されているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それと、人が生きていくためには、木が1日15本ぐらい必要だというふうなことを何かで読んだことがありますけれども、財産としても本県は非常に大事な資産であるということで、山火事の防止は積極的に取り組んでいかなければいけないものだと思います。私自身も紫波町議会にいたときに、紫波町片寄の山林火災を経験しておりますが、あのときに資産を失うということもそうですけれども、町としても大きな打撃を受けたということを実感として体験しております。そういうことでの取り組みが、この実施計画の中にもありますとおり、積極的に取り組んでいただければよろしいのですが、別紙実施計画③の重点事項の枠で囲んであるところの中身なのですが、最初に、強風時及び乾燥時には、たき火、火入れ、野焼きをしないことと書いてあります。たき火というのは、どういう範囲がたき火なのか。紫波町出身の巽聖歌という方が童謡たきびの詩を詠んでいますけれども、たき火というのが山林であり得るのかどうかというのがちょっと確認したいところでした。野焼きとか火入れとかというのは何となくイメージはあるのですけれども、今法律的にたき火というのがあり得るのかどうかということをもっと確認をしておきたいと思いません。野焼きをやるときは、私どもの神社でも、火を入れるときには近くの消防署に必ず届けるようにしておりますが、ここには市町村長の許可が必要となることもあるという書き方がなされてますけれども、それ以前に、現実として初期発動するのは消防署ですから、これは慣例ではなくて、何か法律的なものもあるのかと思って、消防署には電話等で通知して、煙が出ると間違っても出動することもあるわけですね。そういうこともあって、消防署に近いということもありますけれども、届けるようにしている。その辺の段階的なも

のについて、もう一度確認をしておきたいと思います。

煙つながりでもう一つお聞きしたいと思いますが、今国でいわゆる禁煙の法律がいろいろ議論されているところがございます。先般、資料も頂戴しておりますけれども、例えば全面禁煙というふうになった場合に、我が岩手における葉たばこ産業への影響等々、何か試算しておられる資料があれば、この際にお示しをいただきたいと思います。

○佐々木森林整備課総括課長 釜石市の山火事については、原因は現在調査中でありまして、鎮火宣言が出た段階でその原因とか、あるいは焼損面積、実際どれくらい焼けたのかというのを、鎮火宣言が出た後に消防署ですとか、あるいは現地機関の人たちで改めて山に入って調査をするということになっておりまして、現在まだ調査中であります。

それから、たき火と火入れと野焼きの概念の違いですけれども、たき火は本当に小規模な農業で枝葉のようなものを焼くイメージで、さらに火入れ、野焼きということでは面積が、本格的に山を焼くというような形での、火入れということであれば山林から1キロメートルぐらい離れているところである場合には、市町村からしっかりと許可をとってやらなければならないということになっているようです。本当にちょっとしたたき火を焼くつもりでやったようなものがめらめらと広がっていった場合に、結果的としては火入れみたいな形となり、本当は届け出が必要だったというようなことで、後で指導されるということも出てくることもあるようでございます。

○高橋農産園芸課総括課長 たばこについてのお尋ねでございますけれども、具体的に今検討されている分煙、いわゆる喫煙できる場所を制限するということにつきましての影響ということは、詳しくはすぐには出ないわけですが、たばこは県内では約1,100戸の耕作者がいまして、生産額でも41億円ということで、中山間地域における非常に重要な作物となっておりますので、そういう耕作者の方々の影響について、今後、国の動向も注視しながら検討し、対応してまいりたいと思っております。

○高橋孝眞委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。